

平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：賞勲局

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：栄典事務の遂行

政策	栄典事務の適切な遂行
基本目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年閣議報告）等に定められた総数の発令に努める。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

我が国の栄典制度は、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰する重要な制度として定着しているところであるが、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、栄典制度の見直しを行い、平成15年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行した。

また、栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、天皇と国民を結ぶ役割を果たしている。

栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）においても、栄典の意義について、「そもそも栄典は、国家・公共への功労を国が評価し、その栄誉を称えるものであり、社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、個人が、自律・自助、自己責任の意識とともに他者の存在を認めて思いやる心を持ち、そして社会の構成員としての権利・義務・責任の意識を持つことは、健全な社会が成り立つ上で不可欠である。このような公の精神が広く国民に行きわたる上で、国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」、また「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている。日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっては、栄典は大きな励みになっており、期待も非常に高い」としている。

(2) 主な施策の概要

栄典事務の適切な遂行

栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、賞勲局は、これに関連する審査、伝達等の事務を

行っている。

叙勲が生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対して、褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、現在、生存者に対する勲章・褒章の授与は原則として年2回、春は4月29日、秋は11月3日に春秋叙勲及び褒章（紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章及び藍綬褒章の5種類）が、また、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

（3）主な施策の予算額

（単位：百万円）

主な施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度
栄典事務の適切な遂行	3,055 (2,960)	2,941 (2,851)	3,006 (2,840)

※ 上段は補正後予算額であり、下段（ ）書きは褒賞品製造費で内数である。

（4）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第171回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成21年3月11日(衆) 同年3月12日(参)	(各通) 政府広報、栄典行政、国際平和協力業務についても適切に推進してまいります。

2 政策評価の結果

（1）目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
ア 春秋叙勲の発令数	春秋の発令ごとにおおむね4,000名 春：4,047名 秋：4,028名	同左 春：4,036名 秋：4,061名	同左 春：3,973名 秋：4,028名	達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
イ 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごとにおおむね3,600名 第6回：3,591名 第7回：3,594名	同左 第8回：3,591名 第9回：3,616名	同左 第10回：3,617名 第11回：3,612名	達成できた
ウ 春秋褒章の発令数	春秋の発令ごとにおおむね800名 春：785名 秋：768名	同左 春：760名 秋：794名	同左 春：754名 秋：789名	達成できた
エ 発令日	春：4月29日 秋：11月3日 春：4月29日 秋：11月3日	同左 同左	同左 同左	達成できた
オ 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数（平成19年度：約27,000件）	—	—	前年度比増 前年度比減 （約23,500件）	達成に向けて一部進展があった

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

（2）平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた5指標のうち、「②達成できた」ものは4指標、「④達成に向けて一部進展があった」ものは1指標あり、目標年度を迎えた指標の過半数について目標を達成できた。

（3）目標の達成状況の分析

栄典事務の適切な遂行

ア 勲章について

栄典制度の改革について（平成14年8月7日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成15年秋の制度改革以降、受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランス

スとなるよう努めた結果、民間分野の受章者（公選職を除く）数が、平成 20 年春の叙勲では 1,667 名、平成 20 年秋の叙勲では 1,689 名となり、全受章者に占める民間分野の受章者の割合が平成 20 年春、秋の叙勲ともに約 42%と高いものとなった。（資料 1 を参照）

また、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、平成 20 年春の叙勲では、過去最多と同数の 7 名の受章者数になるとともに、平成 19 年と比較し受章者数が 7 名増加した。（資料 2 を参照）

また、精神病院看護師、山岳遭難救助員など、精神的、肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した受章者、助産師、清掃作業員など、人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した受章者の増加に努めた結果、平成 20 年春の叙勲では 1,365 名、平成 20 年秋の叙勲では 1,364 名となり、平成 20 年春の叙勲では、全受章者に占める人目につきにくい分野等にあって多年にわたり業務に精励した受章者の割合が約 34.4%と高いものとなった。（資料 3 を参照）

また、女性受章者の増加に努めた結果、平成 20 年春の叙勲では、平成 15 年秋の制度改革以降最多となる 367 名が受章するとともに、全受章者に占める割合では初めて 9%台に達した。（資料 4 を参照）

また、春秋叙勲の候補者にふさわしい人を一般の方々が推薦できる「一般推薦制度」の円滑な実施、充実を図るため、政府広報の展開を図ったほか、賞勲局が実施する各都道府県栄典主管課担当者に対する研修会等の場において、同制度の説明、広報の協力依頼を平成 20 年度においては 8 回行い、同制度の周知に努めた結果、平成 20 年度においては 57 名からの推薦があった。（資料 5 を参照）

なお、制度改革以降、春秋とも毎回概ね 4,000 人の受章者を発令しており、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定、平成 15 年 5 月 20 日閣議報告）に定められた総数の発令に努めている。

外国人叙勲については、我が国と諸外国との友好の増進のために一層積極的に運用をすべきとの考えから、勲章の授与方法を定めた勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例（昭和 38 年 7 月 12 日閣議決定）の一部改正を平成 18 年 10 月に行い、日本人の大綬章受章者とともに親授式に出席することができる者については天皇親授とし、日本人の重光章受章者とともに伝達式に出席することができる者については、内閣総理大臣から伝達することとした。平成 20 年春の叙勲では初めて 4 人の外国人重光章受章者が内閣総理大臣から伝達された。また、更なる功績者の発掘に努めた結果、平成 20 年春の叙勲では 26 か国 51 名、平成 20 年秋の叙勲では制度改革前後を通じて過去最多となる 40 か国 75 名が受章した。

（資料 6 を参照）

イ 危険業務従事者叙勲について

平成 15 年秋の制度改革以降、春秋叙勲とは別に、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲については、平成 20 年に第 10 回及び第 11 回の発令（春秋叙勲と同日の発令）を行い、それぞれ約 3,600 名が受章した。

なお、制度改革以降、春秋とも毎回概ね 3,600 人の受章者を発令しており、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について（平成 15 年 5 月 20 日閣議了解）に定められた総数の発令に努めている。

ウ 褒章について

平成 15 年秋の制度改革以降、社会の各分野における優れた事績、行いを年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本として、積極的な運用に努めた結果、平成 20 年春の褒章では、女性受章者が 186 名となり、褒章受章者総数に占める割合では 25.2%と過去最多となった。

自ら進んで社会に奉仕するボランティア活動などで顕著な実績のある者を顕彰する緑綬褒章については、平成 20 年春の褒章では 22 名、15 団体が受章した。また、平成 20 年秋の褒章では 18 名、25 団体が受章し、団体の受章数としては過去最多となった。

なお、制度改革以降、春秋とも毎回概ね 800 人の受章者を発令しており、褒章受章者の選考手続について（平成 15 年 5 月 20 日閣議了解）に定められた総数の発令に努めている。

エ 業務の効率性

平成 15 年秋の制度改革以降受章者数が増加したが、審査業務に必要な先例調査や前叙（栄典の候補者が従前に受章した勲章・褒章）調査等を迅速・効率的に処理する栄典事務効率化システムの運用等により業務の効率化を図り、公正かつ適正に対応することができた。また、同システムの利便性向上及びセキュリティ強化を目的としてシステムの再構築を行い、業務の更なる効率化を図った。なお、システムの再構築に当たっては、一般競争入札を実施した。

オ 総合的な評価

栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。

一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、前年度実績を上回ることはできなかったが、同制度の周知に努めた結果、年度後半にかけて、前年同月のアクセス数を上回るなど、目標の達成に向けて一部進展があった。なお、ホームページへのアクセス数が前年度実績を上回ることはできなかった。

たのは、平成15年の制度改革において創設した一般推薦制度が、創設から5年を迎え社会・国民の間に定着してきたこと、また、毎年4月下旬から5月上旬にかけては春の叙勲及び褒章に関するマスコミ報道が行われることから、本来であれば平成20年5月においては相当数のアクセスが期待されるどころ、何らかの要因で前年同月のアクセス数を大きく下回ったことなどが要因として考えられるところである。(資料7を参照)

栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成20年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。(資料8を参照)

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ・中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ・官民比率のバランスに留意
- ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ・人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘
- ・女性の功労者の発掘
- ・外国人の功労者の発掘
- ・褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者(紅綬褒章)、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者(緑綬褒章)の発掘

など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。

また、一般推薦制度に係るホームページのアクセス数が前年度実績を下回ったことを踏まえ、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととしたい。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・ 栄典事務の適切な遂行 幅広く功労者の発掘に努め、発掘された候補者数に適切に対応できるよう必要な褒賞品を確保する。	予算要求	現行予算を継続。
・ 全般	事務改善等	今後においても引き続き栄典事務効率化システムの運用等による業務の効率化を図っていく。

(用語)

- ・ 予算要求 : 平成 22 年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し (事務改善や契約方法の改善)、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。

平成 20 年 6 月及び 11 月に開催した「栄典に関する有識者」の会議において、有識者からは、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ① 中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ② 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ③ 人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘
- ④ 女性の功労者の発掘

など、引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があつた。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 春秋叙勲の官民比率 (資料 1)
- ・ 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の受章者数 (資料 2)
- ・ 人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の受章者数 (資料 3)
- ・ 女性功労者の受章者数 (資料 4)
- ・ 一般推薦制度の実績 (資料 5)

- ・春秋外国人叙勲の国数及び受章者数（資料6）
- ・一般推薦制度に係るホームページのアクセス数（資料7）
- ・新聞記事（資料8）

（参考）達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア	【春秋叙勲の発令数】 春秋の発令ごとにおおむね4,000名の発令に努める	春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告）において、春秋叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とするとされている。
イ	【危険業務従事者叙勲の発令数】 毎回の発令ごとにおおむね3,600名の発令に努める	危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とするとされている。
ウ	【春秋褒章の発令数】 春秋の発令ごとにおおむね800名の発令に努める	褒章受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とするとされている。
エ	【発令日】 春：4月29日 秋：11月3日	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について（昭和53年6月20日閣議了解）において、春は4月29日、秋は11月3日に発令するものとしてとされている。
オ	【「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数（平成19年度：約27,000件）】 前年度比増に努める	一般推薦制度の国民への周知度を押し測る指標として、前年度アクセス数を目安とした。